

令和4年第4回市会定例会

議案等提出一覧

I 一般議案		41件
1	地方自治法第180条に基づく専決処分報告	5件 市営住宅明渡等請求事件に係る訴えの提起及び市営住宅使用料支払請求即決和解事件に係る和解についての専決処分報告 ほか4件
2	計画の策定	2件 横浜市地球温暖化対策実行計画の策定 ほか1件
3	条例の制定等	15件
(1)	条例の制定	1件 横浜市資源循環局保土ヶ谷工場再整備工事技術提案等評価委員会条例の制定
(2)	条例の全部改正	1件 横浜市個人情報の保護に関する条例の全部改正
(3)	条例の一部改正	12件 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正 ほか11件
(4)	条例の廃止	1件 横浜国際港都建設事業金沢八景駅東口地区土地区画整理事業施行条例の廃止
4	字区域の廃止	1件 都筑区における字区域の廃止
5	道路の認定廃止	1件 山元町第448号線等市道路線の認定及び廃止
6	財産の取得	1件 自動式心マッサージ器の取得
7	訴えの提起	1件 市営住宅明渡し等についての訴えの提起
8	和解	1件 放射線対策等に要した費用等に係る損害賠償請求についての和解
9	指定管理者の指定	10件 地区センターの指定管理者の指定 ほか9件
10	その他	2件 当せん金付証票発売の限度額 ほか1件
11	契約の締結等	2件
(1)	契約の締結	1件 榎が丘小学校校舎建替工事（建築工事）請負契約の締結
(2)	契約の変更	1件 消防本部整備工事（電気設備工事）請負契約の変更
II 予算議案		4件
1	補正予算	4件 令和4年度横浜市一般会計補正予算（第6号） ほか3件
合計		45件

令和4年11月29日発送

令和4年12月6日提出

お問合せ先

(一般議案について) 総務局総務課長 藤岡 謙二 Tel 045-671-2046

(予算議案について) 財政局財政課長 飯島 龍 Tel 045-671-2230

I 一般議案

件名	概要
1 地方自治法第180条に基づく専決処分報告（5件）	
市報第15号 市営住宅明渡等請求事件に係る訴えの提起及び市営住宅使用料支払請求即決和解事件に係る和解についての専決処分報告	市営住宅使用料の滞納に係る訴えの提起及び和解 ①訴えの提起 件数: 1件 総額: 約468千円 ②和解の成立 件数: 8件 総額: 約613千円 平均: 約77千円/件
市報第16号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告	法律上本市の義務に属する損害賠償額の決定 健康福祉局 11件 環境創造局 3件 資源循環局 18件 道路局 4件 消防局 3件 鶴見区 1件 港北区 1件 青葉区 1件 合計: 42件 総額: 約10,867千円 平均: 約259千円/件
市報第17号 変更契約の締結についての専決処分報告	①契約金額の変更: 4件 ②契約金額及び完成期限の変更: 1件 ※各変更契約については6～7頁参照
市報第18号 和解の専決処分報告	(事件概要) 令和2年3月福祉保健センターにおいて相手方に行った結核の接触者健診について、結果が陽性であったにもかかわらず誤って陰性と伝えたことにより、相手方が結核を発症した際に適切な治療の開始が遅れた (和解内容) 本市は和解金として907,932円支払う等 (専決年月日) 4年6月8日
市報第19号 民事調停の専決処分報告	(事件概要) 本市が、高額所得者である被告に対し市営住宅の明渡し及び損害の賠償を求めて訴えを提起した事件について、横浜地方裁判所の職権により民事調停に付された (調停内容) ①被告は市営住宅を4年8月31日までに明け渡す ②被告は損害賠償金として計1,578,600円を分割して支払う等 (専決年月日) 4年8月5日
2 計画の策定（2件）	
市第58号議案 横浜市地球温暖化対策実行計画の策定	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項及び気候変動適応法第12条の規定に基づき、地球温暖化対策を推進するための計画の策定 (内容) ①背景・目的 ②基本的考え方 ③温室効果ガス削減目標 ④対策 ⑤推進体制及び進捗管理 (計画期間) 4年度から12年度（9年間） ※10頁参照
市第59号議案 横浜市中期計画2022～2025の策定	横浜に関わる様々な人・団体の皆様と共に、横浜の受け継ぐ多様な魅力を更に高め、「住みたい都市」「住み続けたい都市」「選ばれる都市」を目指し、市民生活の質と都市の活力の向上の好循環へつなげていくため、基本的な計画を策定する (内容) ①共にめざす都市像 ②基本戦略 ③9つの戦略及び38の政策 ④行財政運営等 (計画期間) 4年度から7年度（4年間） ※11～12頁参照

3 条例の制定等 (15件)

(1) 条例の制定 (1件)

<p>市第 60 号議案 横浜市資源循環局保土ヶ谷工場再整備工事技術提案等評価委員会条例の制定</p>	<p>附属機関の設置 (内 容) 名称：横浜市資源循環局保土ヶ谷工場再整備工事技術提案等評価委員会 所掌事務：①技術提案等の評価項目及び評価基準に関すること ②技術提案等の審査及び評価に関すること 等 組織：委員 7 人以内 (施行日) 公布の日</p>
---	---

(2) 条例の全部改正 (1件)

<p>市第 61 号議案 横浜市個人情報の保護に関する条例の全部改正</p>	<p>個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う改正 (内 容) 個人情報の保護に関する法律が地方自治体等にも適用されることに伴い、不要となる規定を条例から削除するとともに、条例事項とされた手数料に関する事項等を定める 等 (施 行 日) 5 年 4 月 1 日 (関係議案) 市第62号議案、市第64号議案 ※13～14頁参照</p>
--	--

(3) 条例の一部改正 (12件)

<p>市第 62 号議案 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正</p>	<p>個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係規定の整備 (内 容) 特定個人情報の保護に関する規定が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で規定されたため、不要となる規定を条例から削除する 等 (施 行 日) 5 年 4 月 1 日 (関係議案) 市第61号議案 ※13～14頁参照</p>
---	---

<p>市第 63 号議案 横浜市手数料条例の一部改正</p>	<p>(内 容) ①都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料等を改定する ②液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴い、液化石油ガス販売事業の登録申請手数料等を徴収する 等 (施行日) 公布の日 等</p>
------------------------------------	---

<p>市第 64 号議案 横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正</p>	<p>個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う改正 (内 容) 個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求制度との均衡を図るための関係規定の整備 等 (施 行 日) 5 年 4 月 1 日 (関係議案) 市第61号議案 ※13～14頁参照</p>
---	--

<p>市第 65 号議案 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正</p>							
<p>(内 容) 指定の取消しを行い、個人市民税の寄附金税額控除の対象から削除</p>							
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="245 1675 932 1720">特定非営利活動法人の名称</th> <th data-bbox="932 1675 1471 1720">主たる事務所の所在地</th> </tr> <tr> <td data-bbox="245 1720 932 1765">特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム</td> <td data-bbox="932 1720 1471 1765">戸塚区深谷町1, 411番地の5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 1765 932 1818">特定非営利活動法人アクションポート横浜</td> <td data-bbox="932 1765 1471 1818">中区山下町94番地</td> </tr> </table>	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町1, 411番地の5	特定非営利活動法人アクションポート横浜	中区山下町94番地	
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地						
特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町1, 411番地の5						
特定非営利活動法人アクションポート横浜	中区山下町94番地						
<p>(施行日) 5 年 1 月 1 日</p>							

<p>市第 66 号議案 横浜市公会堂条例の一部改正</p>	<p>(内 容) 横浜市開港記念会館について指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入する 等 (施 行 日) 規則で定める日 等</p>
------------------------------------	--

市第 67 号議案 横浜市スポーツ施設条例等の一部改正	本牧市民プール再整備事業により整備する本牧市民プールについて利用料金制を導入する 等 (利用料金の上限額) ①プール(個人利用) : 1,400円/日(中学生700円、小学生以下400円) ②プール(貸切利用) : 216,000円/3時間 等 (施行日) 規則で定める日
市第 68 号議案 横浜市公園条例の一部改正	(内 容) 新横浜公園の運動広場の一部を人工芝に変更することに伴い、人工芝グラウンドの利用料金の上限額(35,200円/日)を設定する (施行日) 5年4月1日
市第 69 号議案 横浜市営住宅条例の一部改正	(内 容) ①本市が指定管理者制度により市営住宅の共用部分を管理し、住宅使用料とともに共益費を徴収することができるよう規定する ②保証金還付時の未納共益費の取扱いを規定する ③単身入居及び倍率優遇の対象となるDV被害者の範囲を拡大する 等 (施行日) 公布の日 等
市第 70 号議案 横浜市建築基準条例の一部改正	共同住宅等の駐車施設について、設置に係る基準及び確保すべき駐車台数の基準を緩和する (内 容) ①対象となる共同住宅等の床面積の要件の変更 : 1,000平方メートルを超えるもの→2,000平方メートルを超えるもの ②駐車台数確保率の見直し : 5/10及び4/10→3/10、2/10→1/10 等 ③小規模住戸等(床面積が30平方メートル以下の住戸等)の低減措置を規定 (施行日) 5年1月1日
市第 71 号議案 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正	地区計画の都市計画決定に伴う建築物等の制限の追加 (内 容) 青葉美しが丘二丁目地区地区整備計画区域内における建築物の敷地等に関する制限を定める 等 (施行日) 公布の日
市第 72 号議案 横浜市立学校条例の一部改正	小学校の統合 (内 容) いずみ野小学校と阿久和小学校を統合し、統合後の学校名をいずみ野小学校とする (施行日) 6年4月1日
市第 73 号議案 横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正	公職選挙法施行令の一部改正に伴う改正 (内 容) ①選挙運動用自動車の使用(レンタカー) : 15,800円/日→16,100円/日 等 ②選挙運動用ビラの作成(50,000枚以下) : 7円51銭→7円73銭/枚 等 ③選挙運動用ポスターの作成に係る印刷費(500箇所以下) : 525円06銭→541円31銭/枚 等 (施行日) 公布の日

(4) 条 例 の 廃 止 (1件)

市第 74 号議案 横浜国際港都建設事業金沢八景駅東口地区土地区画整理事業施行条例の廃止	(内 容) 金沢八景駅東口地区土地区画整理事業に係る業務が終了したことにより、所期の目的が達成されたため、横浜国際港都建設事業金沢八景駅東口地区土地区画整理事業施行条例を廃止する (施行日) 公布の日
---	---

4 字 区 域 の 廃 止 (1件)

市第 75 号議案 都筑区における字区域の廃止	川和町駅周辺西地区土地区画整理事業の施行に伴う字区域の廃止(字区域の廃止) 川和町字山王台、字桜田町の一部、字鶴田里の一部、字精進場の一部、字山王前の一部、字池下タの一部、字城山下の一部、字中村下タの一部、字中村の一部、字道珍村の一部、字瓦田の一部
----------------------------	--

5 道路の認定廃止（1件）	
市第 76 号議案 山元町第448号線等市道路線の認定及び廃止	（認 定）山元町第448号線など2路線 （廃 止）末吉橋第126号線など29路線 合計31路線
6 財産の取得（1件）	
市第 77 号議案 自動式心マッサージ器の取得	救急体制の充実を図るため、自動式心マッサージ器を取得する （内 容）心マッサージ器本体及び附属品 116台 （金 額）約99,707千円（単価：約860千円）
7 訴えの提起（1件）	
市第 78 号議案 市営住宅明渡し等についての訴えの提起	市営住宅の明渡し、損害賠償金の支払を求める （相 手 方）市営住宅（港北区）を占有している市民2名 （提訴理由）使用権原がないにもかかわらず、市営住宅を占有しており、当該市営住宅の明渡しに応じないため
8 和解（1件）	
市第 79 号議案 放射線対策等に要した費用等に係る損害賠償請求についての和解	東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う、放射線対策等に要した費用等（平成23年度分）に係る損害賠償請求についての和解 （相 手 方）東京電力ホールディングス株式会社 （和解条項）相手方は和解金として6,950万円を支払う 等
9 指定管理者の指定（10件）	
市第 80 号議案 地区センターの指定管理者の指定	地区センター（4施設）の指定管理者の指定 ※各施設の指定管理者については8頁参照
市第 81 号議案 公会堂の指定管理者の指定	（名 称）泉公会堂（泉区和泉中央北五丁目） （指定管理者）相鉄企業株式会社（西区北幸二丁目9番14号） （指 定期間）5年4月1日～10年3月31日
市第 82 号議案 スポーツ施設の指定管理者の指定	（名 称）たきがしら会館（磯子区滝頭三丁目） （指定管理者）株式会社横浜ビー・コルセアーズ （都筑区中川中央一丁目1番6号） （指 定期間）横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の施行の日～10年3月31日
市第 83 号議案 区民文化センターの指定管理者の指定	（名 称）青葉区民文化センター（青葉区青葉台二丁目） （指定管理者）東急コミュニティー・神奈川共立・横浜市民施設協会 共同事業体（東京都世田谷区用賀4丁目10番1号） （指 定期間）5年4月1日～10年3月31日
市第 84 号議案 横浜市社会福祉センターの指定管理者の指定	（名 称）社会福祉センター（中区桜木町） （指定管理者）社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 （中区桜木町1丁目1番地） （指 定期間）5年4月1日～10年3月31日
市第 85 号議案 福祉保健研修交流センターウィリング横浜の指定管理者の指定	（名 称）福祉保健研修交流センターウィリング横浜 （港南区上大岡西一丁目） （指定管理者）社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 （中区桜木町1丁目1番地） （指 定期間）5年4月1日～10年3月31日

市第 86 号議案 地域ケアプラザの指定管理者の指定	(名 称) 保土ヶ谷地域ケアプラザ (保土ヶ谷区岩井町) (指定管理者) 社会福祉法人なでしこ会 (保土ヶ谷区常盤台75番1号) (指 定期間) 保土ヶ谷地域ケアプラザの供用開始の日～10年3月31日
市第 87 号議案 納骨堂の指定管理者の指定	(名 称) 日野こもれび納骨堂 (港南区日野中央一丁目) (指定管理者) 清光社・横浜植木共同事業体 (中区山下町1番地) (指 定期間) 5年4月1日～10年3月31日
市第 88 号議案 公園の指定管理者の指定	公園 (23施設) の指定管理者の指定 ※各施設の指定管理者については8～9頁参照
市第 89 号議案 横浜市国際学生会館の指定管理者の指定	(名 称) 国際学生会館 (鶴見区本町通) (指定管理者) 公益財団法人横浜市国際交流協会 (西区みなとみらい一丁目1番1号) (指 定期間) 5年4月1日～10年3月31日

10 そ の 他 (2件)

市第 90 号議案 当せん金付証券発売の限度額	5年度における公共事業等の費用の財源に充てる当せん金付証券 (宝くじ) の発売限度額を定める (発売年度) 5年度 (発売限度額) 31,000,000千円 (議決根拠) 当せん金付証券法第4条第1項
市第 91 号議案 公立大学法人横浜市立大学の中期目標	公立大学法人横浜市立大学が5年度から10年度までに達成すべき業務運営に関する目標を定める (内 容) ①業務の質の向上 ②業務運営の改善及び効率化 ③財務内容の改善 ④その他業務運営に関する重要事項 ⑤自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供 (議決根拠) 地方独立行政法人法第25条第3項

11 契約の締結等 (2件)

(1) 契約の締結 (1件)

市第 92 号議案 榎が丘小学校校舎建替工事 (建築工事) 請負契約の締結	鉄筋コンクリート造3階建 1棟 (工事場所) 青葉区榎が丘29番地の2 (契約金額) 1,723,700,000円 (完成期限) 6年7月19日 (契約相手) 馬淵・小雀建設共同企業体
--	---

(2) 契約の変更 (1件)

市第 93 号議案 消防本部整備工事 (電気設備工事) 請負契約の変更	契約金額の変更 (契約金額) 1,353,000,000 → 1,439,581,110円 (約6.40%増) (変更理由) 工期内に賃金等の水準が著しく変動し、請負代金額が不適当となるため
--	---

市報第 17 号 変更契約の締結についての専決処分報告

専 決 年 月 日	契 約 の 概 要 (下線部が今回の変更内容)			変 更 後	変 更 理 由
	契 約 名	相 手 方	議 決 ・ 専 決 年 月 日 変 更 前		
4. 9. 27	横浜市中心卸売市場本場青果部施設整備工事（第1工区建築工事）請負契約	渡辺・根本建設共同企業体	<u>3. 12. 1 専決</u> 契約金額 <u>2, 120, 800, 000円</u> 完成期限 令和5年12月15日 <u>3. 9. 29 議決</u> 契約金額 2, 106, 500, 000円 完成期限 令和5年12月15日	契約金額 <u>2, 316, 655, 000円</u> 完成期限 令和5年12月15日	工期内に賃金等の水準が著しく変動し、契約金額が不適当となる等のため
4. 9. 30	消防本部整備工事（建築工事）請負契約	戸田・小俣・小雀建設共同企業体	<u>3. 11. 19 専決</u> 契約金額 <u>5, 718, 900, 000円</u> 完成期限 令和5年7月31日 <u>2. 9. 16 議決</u> 契約金額 5, 588, 000, 000円 完成期限 令和5年6月30日	契約金額 <u>5, 814, 688, 000円</u> 完成期限 令和5年7月31日	工期内に賃金等の水準が著しく変動し、契約金額が不適当となるため
同	消防本部整備工事（空調和設備工事）請負契約	川本・康栄社建設共同企業体	<u>3. 12. 3 専決</u> 契約金額 <u>1, 120, 900, 000円</u> 完成期限 令和5年7月31日 <u>2. 9. 16 議決</u> 契約金額 1, 120, 900, 000円 完成期限 令和5年6月30日	契約金額 <u>1, 130, 626, 310円</u> 完成期限 令和5年7月31日	同

4.10.4	末吉橋（鶴見川）架替工事（下部工）請負契約	大成・東洋建設共同企業体	<u>3.12.21議決</u> 契約金額 <u>6,574,261,800円</u> 完成期限 令和11年3月30日 <u>元.10.15専決</u> 契約金額 5,824,281,800円 完成期限 令和11年3月30日 <u>31.2.19議決</u> 契約金額 5,324,400,000円 完成期限 令和11年3月30日	契約金額 <u>6,971,966,624円</u> 完成期限 令和11年3月30日	同
4.10.7	上菅田笹の丘小学校建替工事及び上菅田笹の丘コミュニティハウス（仮称）新築工事（建築工事）請負契約	松尾・風越・石井建設共同企業体	<u>3.12.16専決</u> 契約金額 <u>2,747,800,000円</u> 完成期限 令和5年3月31日 <u>3.9.29議決</u> 契約金額 2,728,000,000円 完成期限 令和5年3月31日	契約金額 <u>2,998,600,000円</u> 完成期限 <u>令和5年10月23日</u>	地盤の状況により、地盤改良が必要となった等のため

市第80号議案 地区センターの指定管理者の指定

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市蒔田コミュニティハウス	南区浦舟町3丁目46番地	特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
横浜市師岡コミュニティハウス	港北区菊名六丁目18番10号	一般財団法人こうほく区民施設協会	令和5年4月1日から令和8年7月31日まで
横浜市霧が丘コミュニティハウス	東京都豊島区東池袋1丁目44番3号	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
横浜村上郷矢沢コミュニティハウス	栄区桂町279番地の29	特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会	同

市第88号議案 公園の指定管理者の指定

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
馬場花木園	中区日本大通58番地	公益財団法人横浜市緑の協会	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
入船公園、潮田公園及び東寺尾一丁目ふれあい公園	都筑区仲町台三丁目5番7号	サカタのタネグリーンサービス株式会社	同
本牧臨海公園及び本牧市民公園 (体験学習施設を除く。)	南区唐沢15番地	横浜植木株式会社	同
本牧山頂公園	同	同	同
清水ヶ丘公園	磯子区杉田四丁目5番10号	横浜緑地・協栄パートナーズ	同

仏向原ふれあい公園	南区唐沢15番地	横浜植木株式会社	令和5年4月1日から令和9年3月31日まで
南本宿公園（分区園に限る。） 、南本宿第三公園及び師岡町梅の丘公園	同	同	同
長浜公園	中区日本大通58番地	横浜市緑の協会・サカタのタネグリーンサービスグループ	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
岸根公園	同	公益財団法人横浜市緑の協会	同
若草台第二公園（分区園に限る。）及び大榎杉の森ふれあい公園	南区六ツ川四丁目1,234番地	株式会社田澤園	令和5年4月1日から令和9年3月31日まで
深谷町ふれあい公園、和泉アカシア公園（分区園に限る。）及び泉が丘公園（分区園に限る。）	金沢区釜利谷東八丁目3番20号	株式会社春峰園	同
小菅ヶ谷北公園	港北区新横浜一丁目13番地の3	奈良・生駒植木共同事業体	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
本郷ふじやま公園（弓道場に限る。）	戸塚区戸塚町2,623番地の35	横浜市弓道協会	同
中田中央公園	港北区新横浜一丁目13番地の3	奈良・ニホンターフメンテナンス共同事業体	同
瀬谷本郷公園	南区唐沢15番地	横浜植木株式会社	同

市第 58 号議案 横浜市地球温暖化対策実行計画の策定

「横浜市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）」は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき平成 23 年 3 月に策定し、直近では平成 30 年 10 月に改定しました。

その後、国では、2050 年カーボンニュートラルの宣言や、2030 年度の温室効果ガス削減目標が 46%に引き上げられました。

本市においては、地球温暖化対策の推進並びに市内経済の循環及び持続可能な発展を図ること等を目的とした横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例が制定され、令和 4 年度の市政運営の基本方針において、国の目標を上回る 2030 年度削減目標 50%削減を表明しました。

こうした動向等を踏まえ、2030 年度 50%削減や 2050 年の脱炭素化の実現に向けて、本市の地球温暖化対策の更なる強化を図るため、実行計画を策定します。

1 計画期間

2022 年度から 2030 年度まで

2 計画の概要

（1）脱炭素社会の実現に向けた「2050 年の横浜の将来像」

「Zero Carbon Yokohama ～2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロを達成し、持続可能な大都市を実現する～」

<目指すまちの姿>

- ア 脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち
- イ 脱炭素を原動力として市内経済が循環し、持続可能な発展を続けるまち
- ウ 脱炭素と、気候変動の影響に対応しているまち

（2）温室効果ガス排出削減目標

- ア 本市域からの 2030 年度の温室効果ガス排出削減目標「2013 年度比 50%削減」
- イ 2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロ

（3）基本方針と重点取組

2030 年度をターゲットとし、脱炭素や気候変動への適応に関して、今後進めていく対策を幅広い分野で取りまとめるため、7つの基本方針を定めます。また、基本方針に紐づく対策の中から、特に 2030 年度の温室効果ガス 50%削減に向けて、市内経済の循環・持続可能な発展、市民・事業者の行動変容に資する取組を選び、再構築した 5つの取組を、全体をけん引するリーディングプロジェクトとして「重点取組」に設定します。

基本方針	重点取組
1 環境と経済の好循環の創出	1 横浜臨海部脱炭素イノベーションの創出
2 脱炭素化と一体となったまちづくりの推進	2 脱炭素経営支援の充実
3 徹底した省エネの推進・再エネの普及・拡大	3 脱炭素に対応したまちづくり
4 市民・事業者の行動変容の促進	4 脱炭素ライフスタイルの浸透
5 世界共通の課題である脱炭素化への貢献	5 市役所の率先行動
6 市役所の率先行動	
7 気候変動の影響への適応	

市第 59 号議案 横浜市中期計画 2022～2025 の策定

本計画では、横浜に関わる様々な人・団体の皆様と共に、横浜の受け継ぐ多様な魅力を更に高め、「住みたい都市」「住み続けたい都市」「選ばれる都市」を目指し、市民生活の質と都市の活力の向上の好循環へつなげていくため、2040（令和 22）年頃の共にめざす都市像、計画の核となる基本戦略、10 年程度の中長期的な戦略、4 年間に取り組む政策、その土台となる行財政運営等を取りまとめました。

1 計画期間

2022（令和 4）年度から 2025（令和 7）年度までの 4 年間

2 計画の主な構成

(1) 共にめざす都市像「明日をひらく都市 OPEN × PIONEER 2040 YOKOHAMA」

(2) 基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」

(3) 中長期的な 9 つの戦略

「共にめざす都市像」の実現に向けた 10 年程度の取組の方向性

- 戦略 1 すべての子どもたちの未来を創るまちづくり
- 戦略 2 誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり
- 戦略 3 Zero Carbon Yokohama の実現
- 戦略 4 未来を切り拓く経済成長と国際都市・横浜の実現
- 戦略 5 新たな価値を創造し続ける郊外部のまちづくり
- 戦略 6 成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり
- 戦略 7 花・緑・農・水の豊かな魅力あふれるガーデンシティ横浜の実現
- 戦略 8 災害に強い安全・安心な都市づくり
- 戦略 9 市民生活と経済活動を支える都市づくり

※それぞれの戦略に計画期間の 4 年間で重点的に取り組む 38 の政策がひもつきます。

(4) 行財政運営

政策を進めるに当たっての土台となる取組

3 計画の特徴

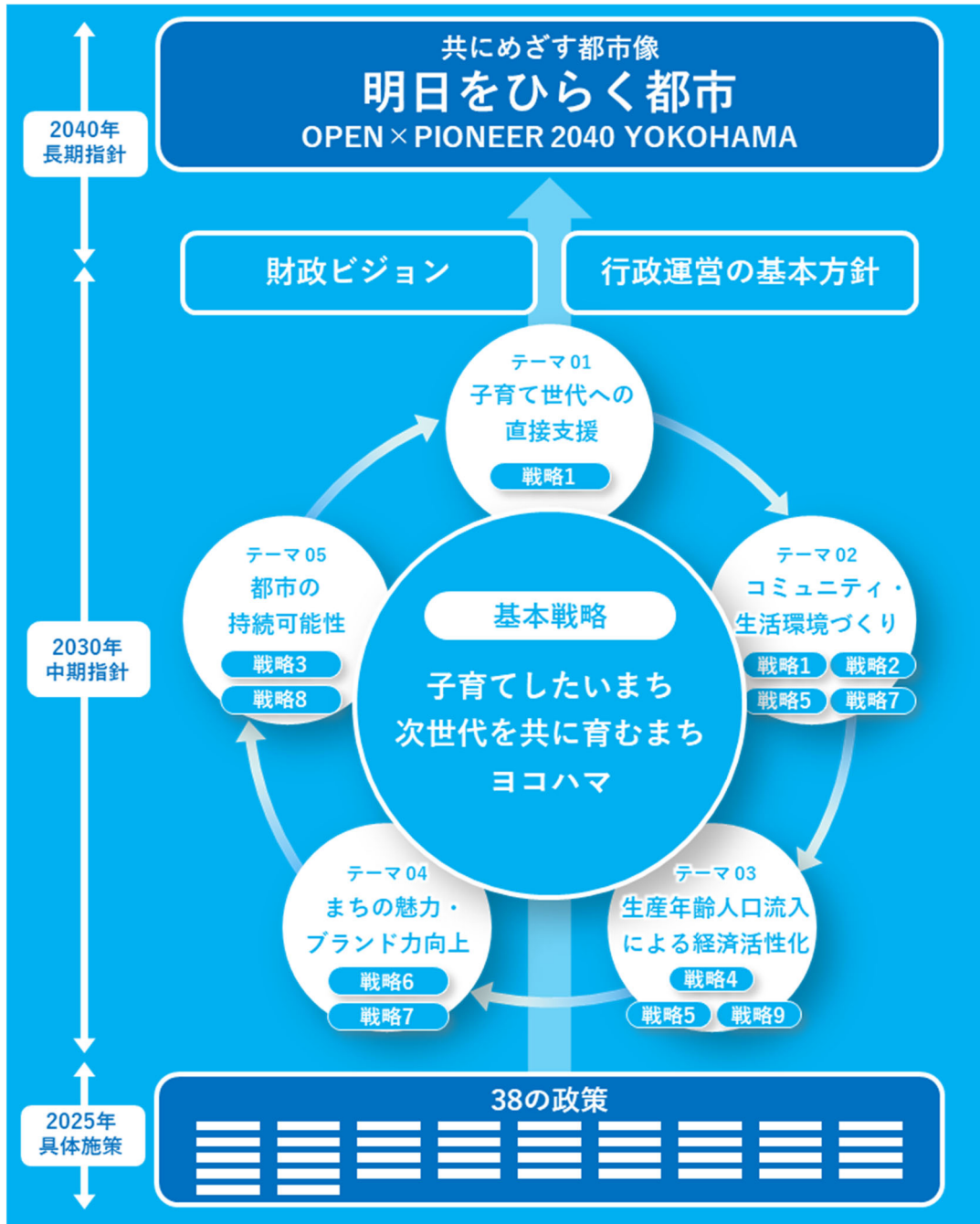
(1) 「共にめざす都市像」、基本戦略、戦略、「政策－施策－事業」の体系化

2040 年頃の課題が解決した姿を描き、市民・事業者の皆様と共有し、市が目指す長期的・中期的な方向性を示しながら具体施策とつながりを持たせます。

(2) 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（以下、「財政ビジョン」という。）」及び「行政運営の基本方針」を踏まえ、計画で予算を固定せず効果的な事業を徹底的に追求

中期計画では、施策の方向性・指標までを固定します。これまでのやり方を変革させ、各年度の予算編成の中で、最も施策の達成に効果的な事業を議論し、追求します。

4 共にめざす都市像「明日をひらく都市 OPEN × PIONEER 2040 YOKOHAMA」に向けて



「明日をひらく都市」を実現していくためには、「明日をひらく都市」を共にめざす仲間を増やす必要があります。仲間とは、現在の横浜を支えてくださっている方々はもちろんのこと、今後、横浜市民になっていただく方、横浜で生まれる方、横浜で働く方です。仲間を増やすために、「横浜で子育てしたい」と思っただけのような、あらゆる策を講じる必要があります。

そこで、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を「基本戦略」に掲げて、「住みたい都市」「住み続けたい都市」「選ばれる都市」となり、「明日をひらく都市」を共にめざす仲間を増やしていきます。子育て世代を支援し、仲間を増やしていきながら、高齢者を支えていく等の好循環を創出していきます。

また、「財政ビジョン」で掲げた「必要な施策の推進と財政の健全性の維持」を実現していくため、「基本戦略」への貢献度を踏まえた政策の優先順位付けと、「行政運営の基本方針」を踏まえた行政サービスの最適化を、セットで進めていきます。

参 考

市第61号議案 横浜市個人情報の保護に関する条例の全部改正

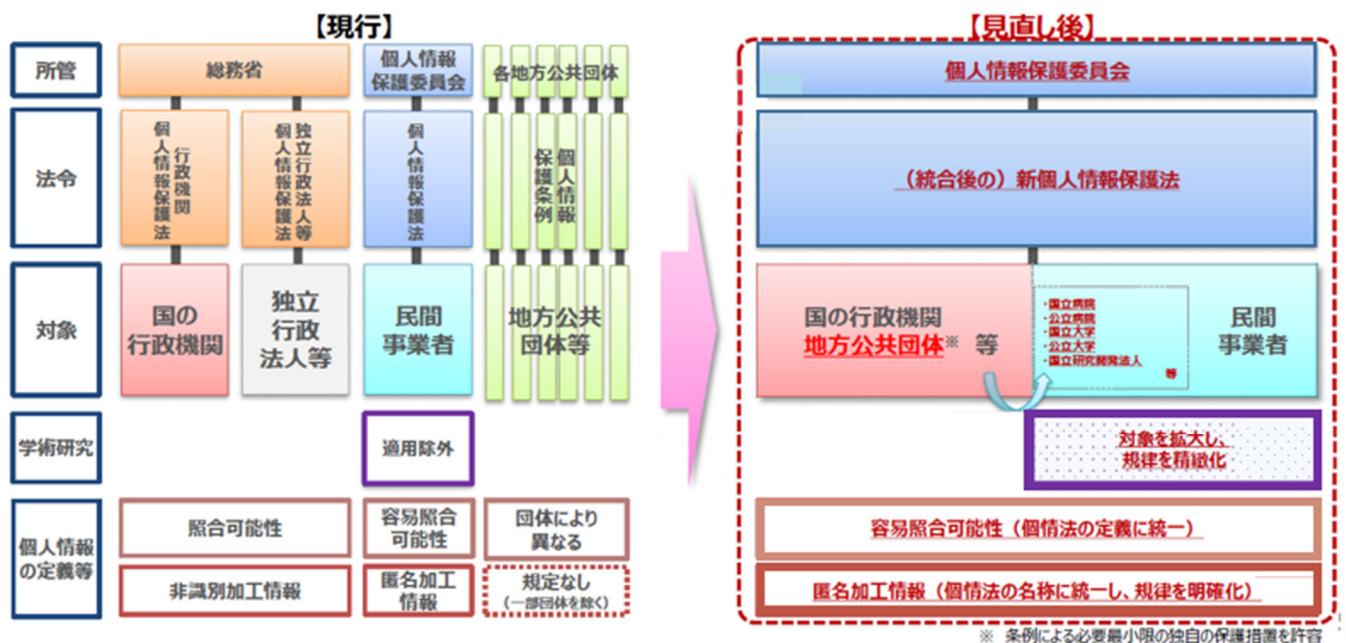
市第62号議案 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正

市第64号議案 横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正

1 趣旨

現行の個人情報保護法制は、対象によって法律だけでも3つに分かれ、さらに自治体ごとに条例を制定していたので、2,000以上ものルールが林立しており、官民や地域の枠を超えたデータ利活用が難しい状態にありました。

そこで、「現行の不均衡・不整合を是正し、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定すること」を目的に法改正がなされ、「個人情報の保護に関する法律（以下「保護法）」が自治体にも適用されることとなりました。



2 横浜市個人情報の保護に関する条例の改正の概要

個人情報の保護は、「条例に基づく事務」から「法に基づく事務」になり、「横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「保護条例）」は、「横浜市における個人情報の取扱いに関する総合的なルール」から、「法が条例に委任している事項等を定める補足的な位置付け」にその性質が変わります。

条文数も77条から17条に減少しますが、概要は次のとおりです。

- (1) 本人以外からの個人情報の収集等に際しては、収集の必要性を適切に検討すべきなどの基本方針を規定（第3条）
- (2) 個人情報保護審議会（以下「審議会」）への諮問事項は、保護条例改正等の重要事項のみとし、個人情報取扱事務の外部委託などの個別案件については、報告事項に変更（第5条及び第9条）
- (3) 開示請求に係る手数料は、請求自体は従来どおり無料とし、写しの交付についてのみ徴収（第12条及び別表） ※従前どおり紙1枚当たり10円等とするが、変更は次の2点

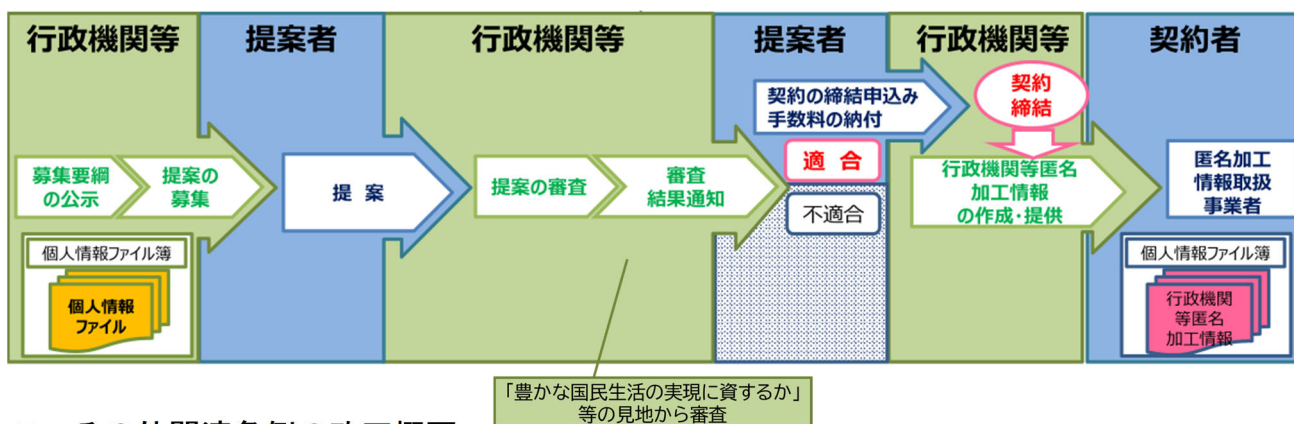
	現行	改正後
電子情報の複製による交付	媒体費用のみ	媒体費用+1ページ10円 or 1ファイル210円
紙文書を電子化して交付	未実施	媒体費用+1ページ10円

3 保護法適用による主な変化点

- (1) 保護法にいう個人情報とは「他の情報と容易に照合でき、個人を識別できるもの」とされ、照合が困難なものは非該当化
- (2) 行政機関等以外に対する目的外提供は、「学術研究目的」「明らかに本人の利益になるとき」「特別の理由があるとき」に可能（この場合の審議会関与は「報告」）
- (3) 原則的開示決定期間が14日以内から30日以内に延長（ただし、利便性低下を防ぐため、速やかに対応する努力義務を保護条例に規定）
- (4) 影響の大きい漏えい事故等に係る個人情報保護委員会への報告義務の新設

4 行政機関等匿名加工情報の提供制度 ※保護条例では手数料のみ規定（第13条）

行政が保有するパーソナルデータをビッグデータとして活用するための新制度です。これにより、市が保有する個人情報ファイルのうち、匿名加工の上、提供できる可能性があるものについて、活用提案を定期的に募集することを市は義務付けられます。



5 その他関連条例の改正概要

- (1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（「情報公開条例」）
 - ア 開示決定等の期間の算定方法を開庁日ベースに見直し（第11条）
 - イ 開示に当たっての電子メール活用の開始（第18条・別表）
 - ウ 行政不服審査法に合わせた手続規定の整備等（第22条、第24条～第26条の2）
- (2) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（「番号条例」）

マイナンバーを含む「特定個人情報」の保護の特例規定が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」に整備されたため、不要となる規定（第3章）を削除します。

6 市民意見募集及び答申

市民意見募集を実施したところ、情報収集はあらゆる判断の基盤であることから、行政による収集を制限することに対する消極的な意見等、25名の方から計49件の意見が寄せられました。審議会及び情報公開・個人情報保護審査会でも、それらの意見を踏まえ御議論いただき、37項目の答申をいただきました。

7 施行日：令和5年4月1日（保護法改正の施行日と同日）

Ⅱ 予算議案

件名	概要
1 補正予算(4件)	
市第94号議案 令和4年度横浜市一般会計補正 予算(第6号)	歳入歳出予算補正 補正額 5,819,155 千円 ほか債務負担行為補正
市第95号議案 令和4年度横浜市港湾整備事業 費会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正 補正額 60,000 千円
市第96号議案 令和4年度横浜市中心卸売市場 費会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正 補正額 21,810 千円
市第97号議案 令和4年度横浜市中心と畜場費 会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正 補正額 186,816 千円

令和4年度 12 月補正予算案の概要

12 月補正予算案では、原油価格・物価高騰対策の実施や、新型コロナウイルス感染症への対応のほか、事業の執行状況を踏まえた補正を実施します。

【歳入歳出予算補正】

一般会計	43事業	5,819百万円
特別会計	3会計	269百万円
全会計総計		6,088百万円

【債務負担行為補正】

予算外義務負担の追加	4件（一般会計）
変更	1件（一般会計）

※各項目で四捨五入等を行っているため、合計が一致しない場合があります。

1. 一般会計歳入歳出予算補正

(1) 原油価格・物価高騰対策 30 事業 1,420 百万円

ア 子どもの貧困対策推進事業 15 百万円〔一般財源〕

コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面している、子ども食堂等市内の子どもの居場所の運営団体が安定して事業を行うために、光熱水費・食材費の高騰に対する支援を行います。

◆実施概要

- ・対象取組：主に、子どもを対象に食事の提供や学習支援等を行う、身近な地域における子どもの居場所づくりを目的とした継続的な取組
- ・想定件数：350 件
- ・実施手法：支援金交付
- ・補助額：食事の提供あり・光熱水費負担あり：一律 50,000 円
食事の提供あり・光熱水費負担なし：一律 40,000 円
食事の提供なし・光熱水費負担あり：一律 15,000 円

◆補正内容

子ども食堂等の子どもの居場所の運営支援の実施にかかる事業費を補正

コロナ禍において原油価格・物価高騰の影響を受けている市内中小企業の資金繰りを支援するため、国の総合経済対策で示された新たな融資制度等に対応する際の信用保証料について助成を行い、新規借入れ及び借換え時の負担軽減を図ります。

◆実施概要

- ・助成内容：市内中小企業が、新たな融資制度（※）など、横浜市中小企業融資制度を利用する際に信用保証料を助成
 - ※（仮称）新借換保証制度対応資金
 - ・概要：金融機関による伴走支援と経営指標の向上目標を設定した経営行動計画書の作成を条件に国から信用保証料の補助を行うことで新規・借換え時における事業者負担を大幅に引き下げる融資制度。
 - ・保証限度額：1 億円
 - ・横浜市融資枠：800 億円
 - ・国補助率（見込み）：0.25～0.95%
 - ・事業者負担分（見込み）：0.2～1.15%
- ・想定件数：3,900 件
- ・実施期間：令和5年1～3月

◆補正内容

信用保証料助成にかかる事業費を補正

家畜の配合飼料や牧草等の価格高騰に直面している市内畜産業者の経営を支援するために、配合飼料や乾牧草等の価格上昇分に対する経費の一部を補助します。

◆実施概要

- ・補助対象者：県の「畜産業者物価高騰対応費補助事業」に申請した市内畜産業者
- ・対象経費：①令和4年4月から5年2月までの飼料（配合飼料、輸入乾牧草等）購入経費
 - ②令和4年4月から5年3月までの電気代
- ・補助額：基準とする価格から、現在の価格との差額（上昇分）のうち、1/2 相当を補助（補助上限額 2,000 万円/件）
- ・実施期間：令和5年1～3月

◆補正内容

市内畜産業者に対する配合飼料等の支援実施にかかる事業費を補正

エ 指定管理施設物価高騰対策支援事業

824 百万円〔一般財源〕

本市が所管する市民利用施設のうち、指定管理者が運営する施設において安定した施設運営を行うために、光熱費等の高騰分について支援を行います。

◆実施概要

- ・対象施設：470施設
- ・計上内訳：8局 24事業
⇒詳細は、「資料2 令和4年度12月補正予算案 指定管理施設物価高騰対策支援事業一覧」を参照
- ・支援内容：施設ごとに算出した光熱費等の高騰相当分を支援
- ・対象期間：令和4年4月～5年3月

◆補正内容

指定管理施設に対する光熱費等の支援実施にかかる事業費を補正

オ 地域療育センター運営事業

3 百万円〔一般財源〕

地域療育センターあおば及びよこはま港南地域療育センターに対して、指定管理施設に準じ、光熱費の高騰分について支援を行います。

◆実施概要

- ・対象施設：地域療育センターあおば、よこはま港南地域療育センター
- ・対象経費：光熱費
- ・補助額：施設ごとに算出した光熱費の高騰相当分を支援
- ・対象期間：令和4年4月～5年3月

◆補正内容

地域療育センターあおば等に対する光熱費の支援実施にかかる事業費を補正

カ 地域ケアプラザ運営事業

7 百万円〔一般財源〕

地域ケアプラザのうち、本市委託事業として運営する施設に対して、指定管理施設に準じ、光熱費の高騰分について支援を行います。

◆実施概要

- ・対象施設：地域ケアプラザ業務を受託している施設9か所
- ・対象経費：光熱費
- ・補助額：施設ごとに算出した光熱費の高騰相当分を支援
- ・対象期間：令和4年4月～5年3月

◆補正内容

地域ケアプラザに対する光熱費の支援実施にかかる事業費を補正

キ 中央卸売市場費会計繰出金

22 百万円〔一般財源〕

仲卸業者等に対する電気料金の支援の実施にかかる事業費の不足分を一般会計から繰り出します。

⇒詳細は「3. 特別会計歳入歳出予算補正」(1) アを参照

(2) 新型コロナウイルス感染症対策

7 事業 2,459 百万円

ア 陽性高齢者ショートステイ事業

45 百万円〔県費〕

新型コロナウイルス感染拡大時に備えて療養体制を強化するため、介護上や生活上の理由により自宅療養が困難な高齢の陽性者を受け入れる施設を新たに確保します。

◆実施概要

- ・実施方法：市内事業所における専用ベッドの確保、受入患者に対する看護・介護の実施
- ・受入体制：市内2事業所（18人分）
- ・対象者：入院を要しないが、介護上、生活上の理由により自宅療養が困難な65歳以上の陽性者
- ・実施期間：令和4年12月～5年3月

◆補正内容

陽性高齢者の施設での受入にかかる事業費を補正

イ 自宅療養者への薬剤配送支援事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）

30 百万円〔一般財源〕

新型コロナウイルス感染拡大時に備えて、自宅療養の確実な体制確保と円滑な実施を進めるため、自宅療養者に薬剤の配送を実施する薬局に対し、支援を行います。

◆実施概要

- ・支給対象：自宅療養中の陽性者に対し、調剤を行う市内保険薬局
- ・支援内容：薬局従事者が陽性者宅に薬剤を配送する際の交通費相当額を支給
- ・支援額：1,000円/件
- ・対象期間：令和4年10月～5年2月

◆補正内容

薬剤配送支援の実施にかかる事業費を補正

ウ 高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査実施事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）

35 百万円〔一般財源〕

国の令和4年9月9日付事務連絡「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進について」に基づき、高齢者等が入所する施設等に、国から提供される抗原検査キットを配布し、検査を実施します。

◆実施概要

- ・対象施設：高齢 約 5,500 事業所、障害 約 3,200 事業所、保護等 7 事業所、保育等 約 3,400 事業所、小学校・特別支援学校 約 350 校
- ・実施内容：各施設等において、抗原検査キットによる検査を実施
- ・実施期間：令和4年12月～5年2月

◆補正内容

高齢者施設等での抗原検査実施にかかる事業費を補正

エ 年末年始における診療体制の強化（新型コロナウイルス感染症対策事業）

100 百万円〔一般財源〕

年末年始の発熱外来体制を維持するため、発熱患者への診療体制を確保する医療機関等への支援を行います。

◆実施概要

- ・対象施設：医療機関約 300 か所（予定）、薬局：約 600 か所（予定）
- ・支援内容：1 医療機関あたり最大 10 万円/日、1 薬局あたり最大 3 万円/日
- ・実施期間：令和4年12月29日～5年1月3日

◆補正内容

年末年始の診療体制強化にかかる事業費を補正

オ 介護サービス継続支援事業

1,829 百万円〔県費〕

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、介護サービス事業所等が必要なサービスを継続して提供できるよう、国要綱に基づく助成金を増額します。

◆実施概要

- ・対象施設：令和3年4月1日以降に、コロナ対応を実施した高齢者施設及び事業所
- ・対象経費：職員が陽性者となった際の代替職員確保や事業所内の消毒等、サービス提供の継続のためのかかり増し経費
- ・補助額：次の①②の総額を補助
 - ①国が定める施設種別ごとの基準額
 - ②基準額を超える分の経費のうち、国が認めた個別協議額
- ・対象期間：令和3年4月～5年3月

◆補正内容

介護サービスの提供体制確保にかかる事業費を補正

カ 児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業

294 百万円〔国費 147 一般財源 147〕

新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、児童養護施設等における感染拡大防止対策事業の補助金を増額します。

◆実施概要

- ・対象施設：入所施設（児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム）
通所施設（児童家庭支援センター）
- ・対象事業所数：56 施設
- ・補助額：入所施設 1 施設につき 8,000 千円
通所施設 1 施設につき 1,000 千円
- ・対象期間：令和 4 年 4 月～5 年 2 月

◆補正内容

児童養護施設等の感染防止対策にかかる事業費を補正

キ 救急指導費（救急活動事業）

125 百万円〔一般財源〕

新型コロナウイルス感染拡大時に備えて、救急隊員等の感染防止対策の徹底を図り、救急搬送体制を維持するために、感染防止用資器材を追加で調達します。

◆実施概要

調達予定の感染防止用資器材：

感染防止衣、N95 マスク、サージカルマスク、感染防止用グローブ、ゴーグル、
消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液

◆補正内容

感染防止用資器材の追加にかかる事業費を補正

(3) 事業の執行状況を踏まえた補正

6 事業 1,941 百万円

ア 学校管理費（学校需用費（小・中・高・特支））

2,254 百万円〔一般財源〕

燃料価格高騰の影響等に伴う、市立学校の光熱費（電気・ガス料金）の不足分を補正します。

◆実施概要

- ・対象施設：市立の小学校（340 校）、中学校（148 校）、
高等学校（9 校 10 課程及び別科）、特別支援学校（13 校）の 全 510 校
- ・対象経費：光熱費（電気・ガス料金）

◆補正内容

市立小・中学校、高等学校、特別支援学校にかかる光熱費を補正

イ 中央と畜場費会計繰出金

37 百万円〔一般財源〕

燃料価格高騰の影響等に伴う、中央卸売市場食肉市場の光熱水費等運営費の不足分を補正するため、一般会計から繰り出します。

⇒詳細は「3. 特別会計歳入歳出予算補正」(2) アを参照

ウ 救急運営費（救急活動事業）

▲349 百万円〔一般財源〕

◆補正内容

救急救命用資器材(自動式心マッサージ器)購入の入札残による備品購入費の減に伴う減額

2. 12月補正予算案で活用する一般財源

(1) 一般財源 3,798 百万円

今回の補正予算案で必要となる一般財源は、3,798 百万円です。これについては、次の通り活用します。

- ・住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費補助金:1,718 百万円(3年度一般財源負担分の返還)
- ・前年度繰越金:660 百万円(3年度一般会計決算剰余金の1/2(活用可能額:2,428 百万円))
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(重点交付金分※):
1,420 百万円(活用可能額:1,466 百万円)

※コロナ禍に伴うエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者の支援に資する事業に充当可能

(参考) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の状況

(単位:百万円)

	交付上限額	執行見込額	差引
地方単独・国庫補助事業分 原油価格・物価高騰対応分	21,324	21,324	0
重点交付金分	4,966	(11月補正) 3,500 (12月補正) 1,420	46
合計	26,290	26,243	46

3. 特別会計歳入歳出予算補正

(1) 原油価格・物価高騰対策

1事業 22百万円

ア 中央卸売市場費会計（仲卸業者等電気料高騰支援事業）

22百万円〔一般会計繰入金〕

卸売市場法に基づき運営されている卸売市場内の仲卸業者等に対して、取り扱う生鮮食品の衛生状況を保つために使用する冷蔵・冷凍などの設備について、急騰する電気料金の一部を支援します。

◆実施概要

- ・助成内容：令和4年4月使用分から9月使用分の電気料金について、前年同時期との差額の2分の1を助成（上限50万円）
- ・対象事業者：中央卸売市場本場の卸売業者、仲卸業者、関連事業者 及び
横浜南部市場管理協会の会員で青果棟・水産棟を賃借して業務を営む事業者のうち次の要件のすべてを満たす事業者
 - ①交付申請時点で、市場で開業して12か月を経過していること
 - ②市場使用料、施設使用料、本場収入及び延滞金等の滞納がないこと
 - ③令和4年4月使用分から9月使用分の電気料金が前年同時期の電気料金を上回っていること
- ・対象事業者数：177者

◆補正内容

仲卸業者等の電気料金の支援にかかる事業費を補正

(2) 事業の執行状況を踏まえた補正

2事業 247百万円

ア 中央と畜場費会計（市場運営費）

187百万円〔その他150 一般会計繰入金37〕

燃料価格高騰の影響等に伴い、中央卸売市場食肉市場の光熱費の不足分を補正します。また、と畜頭数の増加による水道料金と汚泥残渣物の搬出処理にかかる費用の増加分について補正します。

◆補正内容

光熱水費及び汚泥残渣物の処理にかかる事業費を補正

イ 港湾整備事業費会計（港湾施設等管理費）

60百万円〔その他〕

燃料価格高騰等の影響に伴う、港湾施設等の光熱費（電気料金）の不足分を補正します。

◆補正内容

港湾施設等にかかる光熱費を補正

4. 債務負担行為補正（予算外義務負担の追加・変更）

(1) 一般会計 5件

ア 新たに予算外義務負担の設定を行うもの

事 項	期 間	限度額
施策・事業評価制度推進支援業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度から 令和7年度まで	80百万円

【設定理由】

施策・事業評価制度推進支援業務について、歳出改革の取組の実現に向けて直ちに着手が必要なため、新たに予算外義務負担を設定します。

事 項	期 間	限度額
都筑区民文化センター（仮称）用床取得に係る予算外義務負担	令和5年度から 令和6年度まで	4,600百万円

【設定理由】

都筑区民文化センター（仮称）用床取得について、売買契約を締結するため、新たに予算外義務負担を設定します。

事 項	期 間	限度額
消防業務支援システム改修業務委託（保安三法）契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	70百万円

【設定理由】

令和5年4月より「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」で定める「液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限」が県から本市に移譲されることに伴い、消防業務支援システムの改修を行う必要があるため、新たに予算外義務負担を設定します。

事 項	期 間	限度額
災害情報画像伝送システム更新工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	500百万円

【設定理由】

災害情報画像伝送システムについて、半導体不足の影響による整備期間の長期化により、早期に着手が必要なため、新たに予算外義務負担を設定します。

イ 予算外義務負担の変更を行うもの

事 項	期 間	限度額	
鶴ヶ峰駅北口暫定保育所解体 工事請負契約の締結に係る予 算外義務負担	令和5年度	変更前	36 百万円
		変更後	39 百万円

【変更理由】

鶴ヶ峰駅北口暫定保育所解体工事について、物価高騰の影響への措置として経年による労務経費、建築費等の上昇を反映することに伴い、予算外義務負担の限度額を変更します。

<添付資料>

- 資料1 令和4年度12月補正予算案について《総括表》
- 資料2 令和4年度12月補正予算案 指定管理施設物価高騰対策支援事業一覧

令和4年度12月補正予算案について《総括表》

資料1

1 歳入歳出予算補正

一般会計

(1) 原油価格・物価高騰対策

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
各局	指定管理施設物価高騰対策支援事業（24事業）	824	0	0	0	0	824
経済	信用保証料助成等事業	457	0	0	0	0	457
こども	子どもの貧困対策推進事業	15	0	0	0	0	15
こども	地域療育センター運営事業	3	0	0	0	0	3
健福	地域ケアプラザ運営事業	7	0	0	0	0	7
環創	畜産業者物価高騰対策支援事業 （市内産農畜産物の生産振興事業）	91	0	0	0	0	91
経済	中央卸売市場費会計繰出金	22	0	0	0	0	22
原油価格・物価高騰対策 （30事業） 小計		1,420	0	0	0	0	1,420

(2) 新型コロナウイルス感染症対策

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
こども	児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業	294	147	0	0	0	147
健福	介護サービス継続支援事業	1,829	0	1,829	0	0	0
健福	陽性高齢者ショートステイ事業	45	0	45	0	0	0
健福	自宅療養者への薬剤配送支援事業 （新型コロナウイルス感染症対策事業）	30	0	0	0	0	30
健福	高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査実施事業 （新型コロナウイルス感染症対策事業）	35	0	0	0	0	35
健福	年末年始における診療体制の強化 （新型コロナウイルス感染症対策事業）	100	0	0	0	0	100
消防	救急指導費（救急活動事業）	125	0	0	0	0	125
新型コロナウイルス感染症対策 （7事業） 小計		2,459	147	1,874	0	0	437

(3) 事業の執行状況を踏まえた補正

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
消防	救急運営費（救急活動事業）	▲ 349	0	0	0	0	▲ 349
教育	学校管理費 ・ 小学校需用費 ・ 中学校需用費 ・ 高等学校需用費 ・ 特別支援学校需用費	2,254	0	0	0	0	2,254
経済	中央と畜場費会計繰出金	37	0	0	0	0	37
事業の執行状況を踏まえた補正 （6事業） 小計		1,941	0	0	0	0	1,941

一般会計（43事業） 合計		5,819	147	1,874	0	0	3,798
---------------	--	-------	-----	-------	---	---	-------

※「一般財源」欄は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（1,420百万円）を含んだ数値

【参考】4年度予算額の推移	事業費	国費	県費	その他	市債	一般財源
当初予算	1,974,874	391,475	103,583	276,095	96,500	1,107,222
5月補正	11,193	10,100	—	—	—	1,093
6月補正	11,351	5,997	—	—	—	5,353
9月補正	36,014	26,601	▲ 46	91	▲ 1,744	11,111
10月補正	22,166	22,166	—	—	—	—
11月補正案	3,500	—	—	—	—	3,500
12月補正案	5,819	147	1,874	—	—	3,798
現計予算	2,064,917	456,486	105,412	276,186	94,756	1,132,077

特別会計

(1) 原油価格・物価高騰対策

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般会計 繰入金
経済	中央卸売市場費会計（1事業） ・仲卸業者等電気料高騰支援事業	22	0	0	0	0	22
原油価格・物価高騰対策 (1会計、1事業) 小計		22	0	0	0	0	22

(2) 事業の執行状況を踏まえた補正

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般会計 繰入金
経済	中央と畜場費会計（1事業） ・市場運営費	187	0	0	150	0	37
港湾	港湾整備事業費会計（1事業） ・港湾施設等管理費	60	0	0	60	0	0
事業の執行状況を踏まえた補正 (2会計、2事業) 小計		247	0	0	210	0	37

特別会計（3会計、3事業） 合計		269	0	0	210	0	58
-------------------------	--	-----	---	---	-----	---	----

2 債務負担行為補正

一般会計

(単位：百万円)

局名	名称・設定期間		限度額	国費	県費	その他	市債	一般財源
総務	施策・事業評価制度推進支援業務委託契約の締結に係る予算外義務負担 R5～7		80	0	0	0	0	80
文化	都筑区民文化センター（仮称）用床取得に係る予算外義務負担 R5～6		4,600	0	0	0	0	4,600
消防	消防業務支援システム改修業務委託（保安三法）契約の締結に係る予算外義務負担 R5		70	0	0	0	0	70
消防	災害情報画像伝送システム更新工事請負契約の締結に係る予算外義務負担 R5		500	0	0	0	492	8
こども	補正前	R5	36	0	0	0	0	36
	補正後	R5	39	0	0	0	0	39

令和4年度12月補正予算案 指定管理施設物価高騰対策支援事業一覧

【一般会計】

(単位:千円)

	局名	事業名	対象施設	補正額
1	政策局	男女共同参画センター運営費	男女共同参画センター(3施設)	8,992
2	市民局	スポーツ施設管理運営事業費	スポーツセンター(17施設)、屋内プール施設(5施設)、横浜国際プール、平沼記念体育館	136,175
3	市民局	地区センター等管理運営事業費	公会堂(10施設)、地区センター(75施設)、コミュニティハウス(35施設)、集会所(4施設)、スポーツ会館(11施設)	126,868
4	文化観光局	文化施設運営事業費	文化施設23施設(区民文化センター含む)	79,846
5	文化観光局	観光施設維持管理事業費	横浜人形の家	2,607
6	経済局	技能文化会館管理運営事業費	横浜市技能文化会館	2,697
7	子ども青少年局	青少年関係施設運営事業費	横浜子ども科学館、野島青少年研修センター、青少年育成センター、青少年野外活動センター(3施設)	9,162
8	子ども青少年局	地域療育センター運営事業費	地域療育センター(6施設)	14,880
9	健康福祉局	福祉保健活動拠点運営費	福祉保健活動拠点(18施設)	7,295
10	健康福祉局	社会福祉センター運営費	社会福祉センター	4,615
11	健康福祉局	福祉保健研修交流センター「ウイリング横浜」運営費	福祉保健研修交流センターウイリング横浜	4,406
12	健康福祉局	地域ケアプラザ運営費	地域ケアプラザ(指定管理134施設)	75,113
13	健康福祉局	精神障害者生活支援センター運営費	生活支援センター(8施設)	3,864
14	健康福祉局	リハビリテーションセンター及び福祉機器支援センター運営費	横浜市総合リハビリテーションセンター、福祉機器センター(3施設)	9,866
15	健康福祉局	障害者スポーツ文化センター運営費	横浜ラポール、ラポール上大岡	19,719
16	健康福祉局	老人ホーム等運営事業費	特別養護老人ホーム等(3施設)	22,680
17	健康福祉局	老人福祉センター管理運営事業費	老人福祉センター(12施設)	16,185
18	健康福祉局	救護施設等運営費	横浜市浦舟園、横浜市中央浩生館	8,070
19	健康福祉局	横浜市寿町健康福祉交流センター事業費	横浜市寿町健康福祉交流センター	2,738
20	健康福祉局	スポーツ医科学センター運営費	横浜市スポーツ医科学センター	15,541
21	健康福祉局	総合保健医療センター運営事業費	横浜市総合保健医療センター	22,426
22	環境創造局	公園・施設別管理運営事業費	指定管理者制度導入公園及び公園施設(53施設)	123,622
23	環境創造局	横浜市立動物園管理運営事業費	市立動物園3園(よこはま動物園、野毛山動物園、金沢動物園)	73,014
24	港湾局	港湾施設管理運営費	港湾厚生関連施設(7施設)、物流等関連施設(2施設)、臨港パーク関連施設(8施設)、日本丸メモリアルパーク、横浜港シンボルタワー(2施設)、八景島関連施設(5施設)、大さん橋(2施設)	33,775
指定管理施設物価高騰対策支援事業合計 (24事業、470施設)				824,156